

## 教育センターの宿泊棟に宿泊したいと考えている方へ

### 1 宿泊について

教育センターの宿泊棟で宿泊可能とした研修講座の受講者のうち、希望する方は、教育センターが定める定員の範囲内で、教育センターの宿泊棟に宿泊することができます。

### 2 宿泊の申込及び宿泊者の決定

- (1) 宿泊の申込方法は、研修講座によって異なります。研修講座要項で確認してください。  
なお、研修講座要項に宿泊について記載が無い場合は、宿泊の取扱いはありません。
- (2) 宿泊希望者が定員を超えた場合は、教育センターから各所属校までの距離等を考慮して、定員の範囲内で宿泊の可否を決定します。
- (3) 教育センターは、宿泊を希望した受講者の所属長宛に、宿泊の可否をお知らせします。
- (4) 宿泊否となった受講者は、居住地又は勤務校から通所により受講していただくこととなります。

### 3 宿泊室の環境等について

- ・ 定員は、1人1室で27名以内です。
- ・ 各室は施錠可能であり、男性と女性の部屋が隣接する場合があります。
- ・ 冷暖房は、各部屋で利用できます。
- ・ 夕食と朝食は、原則として宿泊棟の食堂を利用していただきます。
- ・ 決められた時間内に、大浴場または小浴場で入浴することができます。浴場は身体的特徴の性をもって男女別に指定します。
- ・ 飲料等の自動販売機は、宿泊棟にはありません。

### 4 旅費

教育センターの宿泊棟に宿泊する場合、受講者の旅費（宿泊費を含む）は、指定研修旅費とします。

### 5 宿泊から通所への変更

教育センターの宿泊棟に宿泊することになった受講者が、通所に変更を希望する場合は、事前に教育センターと協議してください。なお、食事のキャンセル期限を過ぎてから通所に変更した場合は、夕食と朝食の食費を納入していただきます。

(令和6年4月1日 福島県教育センター)